

個人情報保護規則

(目的)

第1条 この規則は、個人情報の保護に関する法律に基づいて、一般財団法人福岡県浄化槽協会（以下「協会」という。）が保有する個人情報の取扱いについて、定めるものとする。

(定義)

第2条 個人情報とは、個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものをいう。

(適用範囲)

第3条 この規則は、協会の全ての役員、職員、臨時職員、各種委員会委員及び協会の業務の委嘱を受けた者等（以下、「職員等」という。）に適用する。

2 職員等は、在任又は在職中に知り得た個人情報について、退職等による場合もこの規則に従うものとする。

(役職員等の義務)

第4条 役職員等は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう適正に取扱わなければならない。

(個人情報管理責任者)

第5条 個人情報管理責任者は、事務局長とする。

2 個人情報管理責任者は、この規則の適正な実施及び運営を図り、個人情報が外部に漏洩したり、不正に使用されたりすることがないように職員等を監督するものとする。

(個人情報の取得)

第6条 協会は、個人情報の取得を業務の必要な範囲で、適法かつ公正な方法によって行い、偽りその他不正な手段によって取得してはならない。

(個人情報の取得制限)

第7条 協会は、次の各号に掲げる個人情報に限り取得するものとする。

- 一 浄化槽管理者の住所（浄化槽設置場所の住所）、氏名、電話番号（携帯電話）及び浄化槽使用者の住所、氏名、電話番号（携帯電話）
- 二 浄化槽機能保証制度に係わる浄化槽管理者の住所（浄化槽設置場所の住所）、氏名及び電話番号（携帯電話）
- 三 浄化槽管理士及び浄化槽設備士の国家試験受験者又は講習受講者の住所、氏名及び電話番号（携帯電話）
- 四 協会職員、役員及び会員等の住所、氏名、電話番号（携帯電話）及びファクシミリ

電話番号

五 その他、協会事業の目的達成に必要な範囲内において取得する個人情報

(個人情報の利用制限)

第8条 協会が取得した個人情報（以下、「個人情報」という。）は、次の各号の目的に利用するものとし、職員等は、この目的以外に個人情報を利用してはならない。

- 一 浄化槽管理者及び浄化槽使用者の個人情報は、浄化槽法第7条及び第11条に係る検査、福岡県浄化槽法施行細則に基づく浄化槽放流水の水質検査の実施、浄化槽の利用方法に関する啓発資料の送付及び浄化槽の設置状況や維持管理状況を把握するためのものとする。
- 二 浄化槽機能保証制度に係わる浄化槽管理者の個人情報は、機能保証制度保証登録及びその登録対象浄化槽の保証の他、実地調査を行うためのものとする。
- 三 浄化槽管理士及び浄化槽設備士の国家試験受験者等の個人情報は、免状手続及び講習会終了証の交付を行うためのものとする。
- 四 協会の職員、役員及び会員等の個人情報は、職員の人事、会議等の連絡、会員名簿への記載及び表彰等に利用するためのものとする。

(個人情報の提供制限)

第9条 個人情報は、第三者に提供してはならない。但し、第8条各号に規定する個人情報の利用目的のために、次の各号に定める団体又は企業に限り提供することができる。

- 一 地方公共団体
 - 二 団体又は企業等に第7条各号に規定する利用目的のために業務を委託する場合
- 2 協会は、前項第2号の業務を委託する場合は、事前に個人情報管理責任者の承諾を得なければならない。
- 3 協会は、前項の業務委託にあたり、当該業務委託先の事業所が個人情報を適切に管理すること確認しなければ、契約委託をしないものとする。

(個人情報の管理)

第10条 職員等は、個人情報が外部に漏洩しないように、次の各号に規定する事項を遵守しなければならない。

- 一 個人情報は、第8条に定める目的以外の利用のために、文書、オフコン又はパソコンに記録してはならない。
- 二 個人情報が記録された文書及びノートパソコン、電子的に記録できるUSBメモリースティック等（以下、「電子媒体」という。）は、目的以外の利用のために外部に持ち出してはならない。
- 三 個人情報が記録された電子媒体は、紛失しないように適切に管理するものとし、許可なく廃棄してはならない。
- 四 個人情報の登録若しくは入力、保管、保存、廃棄又は消去に関する作業は、権限を与えられた者以外の者が行ってはならない。

(個人情報等の消去・破棄)

第11条 職員等は、保有する必要がなくなった個人情報については、個人情報管理責任者に報告の上、承認を得て当該個人情報を消去・破棄しなければならない。

(通報及び調査義務等)

第12条 職員等は、個人情報外部に漏洩していることを知った場合又はそのおそれがあると気づいた場合には、直ちに個人情報管理責任者に通報しなければならない。

2 個人情報管理責任者は、個人情報の外部への漏洩について役員等から通報を受けた場合には、直ちに事実関係を調査しなければならない。

(情報漏洩の対応)

第13条 個人情報管理責任者は、個人情報の漏洩があった場合は、被害が拡大しないように直ちに対策を講じなければならない。

2 個人情報管理責任者は、情報漏洩の原因を究明するとともに発生防止対策を講じなければならない。

(職員の処分)

第14条 理事長は、職員が個人情報を第三者に漏洩した場合には、懲戒処分を行うものとする。

(職員教育)

第15条 個人情報管理責任者は、個人情報の適正な管理を図るために職員等に対し、定期的な研修を行わなければならない。

(苦情処理)

第16条 個人情報等の取扱いに関する苦情を受付けた場合は、担当する部署において適切かつ速やかに対応しなければならない。

(第三者立入制限)

第17条 外部からの来訪者は、応接スペースまたは受付において対応するものとし、個人情報管理責任者の承認を受けなければ事務所内の執務スペースに立ち入らせてはならない。

(改 廃)

第18条 この規則は、理事長の承認を得なければ改廃することができない。

(補 則)

第19条 この規則の施行にあたり必要な事項については、理事長が定める。

附 則

この規則は、一般財団法人福岡県浄化槽協会の設立に関する登記をした日（平成24年4月1日）から施行する。